

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
フォーユーコールサービス契約約款 <u>2024年8月1日</u> 株式会社 STNet	フォーユーコールサービス契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表																		
旧	新	備 考（変更理由）																
第1章 総 則 （用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><td>33 特定協定事業者</td><td>協定事業者のうち西日本電信電話株式会社</td></tr></table> 料金表 第1表 第4 ユニバーサルサービス料 2 料金額 <table><tr><td>区分</td><td>単 位</td><td>料金額（月額） （税込価格）</td></tr><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td><td>2 円 (2.2 円)</td></tr></table> 附 則	33 特定協定事業者	協定事業者のうち西日本電信電話株式会社	区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	2 円 (2.2 円)	第1章 総 則 （用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。 <table><tr><td>33 特定協定事業者</td><td>協定事業者のうち NTT 西日本株式会社</td></tr></table> 料金表 第1表 第4 ユニバーサルサービス料 2 料金額 <table><tr><td>区分</td><td>単 位</td><td>料金額（月額） （税込価格）</td></tr><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td><td>3 円 (3.3 円)</td></tr></table> 附 則 （実施期日） 1 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。	33 特定協定事業者	協定事業者のうち NTT 西日本株式会社	区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	3 円 (3.3 円)	
33 特定協定事業者	協定事業者のうち西日本電信電話株式会社																	
区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）																
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	2 円 (2.2 円)																
33 特定協定事業者	協定事業者のうち NTT 西日本株式会社																	
区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）																
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	3 円 (3.3 円)																